

第7章 今後の施策の推進

1 普及啓発

障害者自立支援法が施行し3年を経過しようとしています。障害者自立支援法の仕組みや障害福祉サービス、地域生活支援事業の内容等の周知が十分でない状況にあります。今後、広報、ホームページ等によりサービスの内容や対象者、利用方法、相談窓口等を周知することにより、サービスの利用促進を図るとともに、あらゆる機会を通して、制度の普及啓発に努めます。

また、障害者に対する理解を図るため、市内の障害者団体の活動や障害福祉サービス事業者等を広く市民に周知し、交流の機会の確保や社会啓発の促進に努めます。

2 障害者自立支援法における障害者の対象の見直し

現行の障害者自立支援法における「障害者」の定義は、身体障害、知的障害、精神障害のそれぞれについて、身体障害者福祉法その他個別法を引用する形で規定されています。

障害者の権利に関する条約も踏まえ、障害者自立支援法の対象者を、個別法の引用ではなく、支援の必要性によって判断することについて検討すべきであるといった意見や、さらには障害者自立支援法の障害者の定義を廃止すべきといった意見があります。

発達障害及び高次脳機能障害については、概念的には精神障害又は知的障害に含まれており、障害者自立支援法の対象となるため、障害者自立支援法上に含まれることを何らかの形で明確化することが検討されています。

今後、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの対象者の見直しに合わせ、見直し内容の周知を図るとともに、対象者の把握等迅速に対応していきます。

3 協働・連携による計画の推進

すべての人が人格と個性を尊重し合い、安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、行政、市民、社会福祉協議会、地域コミュニティ団体、NPO、ボランティア、民間事業者等がそれぞれの役割を果たしながら協働して、計画を推進します。

また、障害者に対するサービスを充実していくため、保健・福祉・医療をはじめ関係機関・団体との連携を図り、総合的に計画を推進します。

相談支援については、関係機関・団体による地域自立支援協議会の機能を一層充実し、相談支援ネットワークを構築し連携を強化することにより、障害者虐待をはじめとした困難事例への対応、情報の共有、適正なサービス提供、地域資源の活用・改善を図ります。

さらに、自立支援のための段階的な就業移行を推進していくため、障害者、障害者施設、公共職業安定所、企業との連絡調整等を実施する仕組みを構築し、雇用の促進に努めます。

4 災害時における障害者支援

災害時における障害者の安全を確保するうえで、日常からの支援体制の確立や避難時における支援体制を充実させることが重要であるため、災害時における要援護者名簿を作成し、関係団体等とその情報を共有するとともに、普段からの見守り、安否確認、救助、災害時の避難誘導等の支援を行うための体制づくり及び避難場所の整備を図ります。

5 計画の検証

障害者に関する広範な分野から選任した委員で構成する障害者計画推進委員会において、計画の進捗状況の検証を行います。

国の動向、障害者のニーズの変化、財政状況等に応じ、施策の種類・内容、サービスの必要量、サービスの確保のための方策を見直し、必要に応じた計画の弾力的な運用に努めます。

